

特定有害物質を取扱っていた事業所は 土壌汚染状況調査・報告を行う必要があります

作業工程において使用する特定有害物質の地下浸透のおそれに対して、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）や土壌汚染対策法では、土壌汚染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

製造、使用又は処理をしている材料・原料や溶剤、薬品などに特定有害物質が含まれているかどうかは、安全データシート(SDS)等で確認してください。特定有害物質が含まれている場合は、普段から取扱いや漏えいなどには十分注意していただき、地下浸透による土壌汚染の未然防止に努めていただくようお願いします。

< 環境確保条例の土壌汚染状況調査に関する義務 >

1 誰が

特定有害物質を取り扱っている方、または取り扱ったことのある方

2 どんな時に

- (1) 工場又は指定作業場を廃止または建替えるとき
- (2) 特定有害物質に関連する施設や配管などを撤去、更新するとき

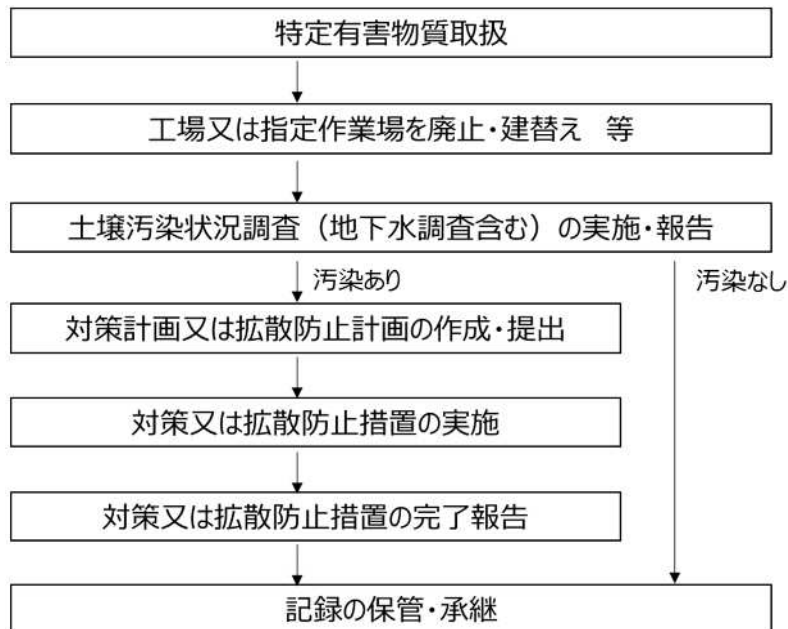
3 どんな物質が対象か

第一種特定有害物質(12種類)	第二種特定有害物質(9種類)	第三種特定有害物質(5種類)
トリクロロエチレン	カドミウム及びその化合物	有機燐化合物
テトラクロロエチレン	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル
ジクロロメタン	鉛及びその化合物	チウラム
四塩化炭素	六価クロム化合物	シマジン
1,2-ジクロロエタン	砒素及びその化合物	チオベンカルブ
1,1-ジクロロエチレン	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
1,2-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物	
1,1,1-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物	
1,1,2-トリクロロエタン	ふっ素及びその化合物	
1,3-ジクロロプロペン		
ベンゼン		
塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)		

4 どんなことを行う必要があるか

- (1) 土壌汚染の有無を確認するため、土壌汚染状況調査の実施と区への報告
- (2) 調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告

5 土壌汚染状況調査・対策の流れ（概略）



- ※ 調査は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください
- ※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います
- ※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

< 土壌汚染対策法の土壌汚染状況調査に関する義務 >

下水道法特定施設の廃止時には、環境確保条例と合わせて土壌汚染対策法も適用され調査報告義務が生じることもあります。

< 問合せ先 >

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について

江戸川区 環境部 環境課 指導係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口

電話 03-5662-1995(直通)

土壌汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

土壌汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)